

がん対策・支援に関する意見書

公益財団法人がん研究振興財団発行の「がんの統計」によると、2007年の罹患・死亡データに基づいた累積生涯がん罹患リスクは、男性で55.7%、女性で41.3%、つまり男性、女性ともにおおよそ2人に1人が一生のうちにがんと診断されると推定している。また「平成23年人口動態統計」では、がんによる死亡は全死亡の28.5%を占めており、死亡原因の第1位となっている。「がん」はもはや特別な病気とは言えず、身近にある国民病といっても過言ではない。

平成19年に施行された「がん対策基本法」では、国、地方自治体、医療保険者、国民及び医師等の責務が明示されており、県及び市町村においては、がん対策推進計画や健康増進計画において、がん対策の推進が徐々に図られつつある。

しかしながら、がん患者とその家族は、それまでの生活の質を維持することは難しく、自分らしく生活しながら「がん」と闘う環境は未だ十分に整っているとは言えない。自分らしく生きる権利と生活の質の確保は、がん患者とその家族のみならず、日本国民全体の願いであることは言うまでもなく、さらなるがん対策の充実が必要不可欠である。

よって、国並びに県においては、下記のとおり生活支援・がん医療の充実・がん教育の体制充実・がんの早期発見の観点から、がん対策とがん撲滅に対するさらなる施策等の充実を求める。

記

1 生活支援に関すること

自分らしく生きる権利と生活の質の確保のため、生活支援・就労支援・相談体制・サポート体制などの法整備と施策の充実を図ること。

2 がん医療の充実に関すること

医療保険適用の拡大、新薬開発のさらなる推進と承認期間の短縮、地域医療・緩和ケアの提供体制の充実などの法整備と施策の充実を図ること。

3 知識の普及と教育に関すること

がん患者への理解も含め、がんに関する正しい知識普及と、子どもに対するがん教育の在り方等を検討するとともに、がん教育の体制充実を図ること。

4 がんの早期発見に関すること

がん死亡率の減少やがん患者の生活の質の向上を目的として、精度が高く受診しやすい科学的根拠に基づいたがん検診を実施し、受診率が向上する施策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年7月9日

兵庫県朝来市議会議員 上道正明